

事業概要

令和6年版



〒189-0012 東京都東村山市萩山町1-37-1

電話 042 (341) 6011 (代)
FAX 042 (344) 0911

I 萩山実務学校 理念・基本方針

学校理念

思いやりと感謝の心を育てる

運営理念

萩山実務学校で暮らし、ここから巣立っていく児童にとって、よりよく生きることを保障するため、「児童の人権を尊重し、最善の利益を考慮した支援」及び「地域社会で自立した生活を送るための健全育成」に努める。

基本方針

入所児童が、毎日の生活を通して自分自身を見つめ直し、健全な社会の一員として生きていく力を身に付けられるよう、心身の成長及び自立を支援する。退所児童については、アフターケアを実施し、自立を支えていく。

○ 生活支援

豊かな自然環境と枠組みのある生活基盤の中で、児童と職員がともに生活しながら信頼する力を育み、安全・安心を確保して児童の情緒の安定を図り、健やかな心身の育成に努める。なお、生活支援をすべての支援の基本と位置づける。

○ 学習支援

児童の権利を尊重し、個性や能力に応じた教育を保障することによって、児童がさらなる可能性を追求できるよう支援に努める。

○ 職業支援

児童の社会参加を促しながら生きる力を育むとともに、地域社会で「自立して暮らしていく力」を伸ばしていく。退所した後も選択した進路を継続できるよう支援に努める。

○ 家庭支援

児童と保護者・家族との関係性の結び直しに向けて、課題解決を図りながら家族再統合の支援に努める。

○ 地域社会

児童や保護者などの意向を尊重した自立支援計画を踏まえ、各関係機関との連携を深める。また、地域からも児童の自立支援や施設の運営に対し、理解や協力が得られるよう努める。

Ⅱ 施設の概要

1 名称及び所在地

名 称 東京都立萩山実務学校
所 在 地 東京都東村山市萩山町一丁目 37 番 1 号

2 設置主体及び施設種別

設 置 主 体 東京都
根拠及び種別 児童福祉法に基づく児童自立支援施設（児童福祉施設）

3 目的

不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする。（児童福祉法第 44 条）

〔 他 の 都 立 児 童 自 立 支 援 施 設 ： 誠 明 学 園 （ 所 在 地 ・ 青 梅 市 、 児 童 定 員 132 名 ）
全 国 の 状 況 ： 施 設 数 58 か 所 〕

4 児童定員

寮 の 種 別	数	対象児童	定員
男 子 一 般 寮	6	中学生	120 名 (12 名×10 寮)
女 子 一 般 寮	3	中学生	
男 子 高 年 齢 児 寮	1	中卒児、10 月以降入所の中学 3 年生	

5 施設規模

(1) 土地

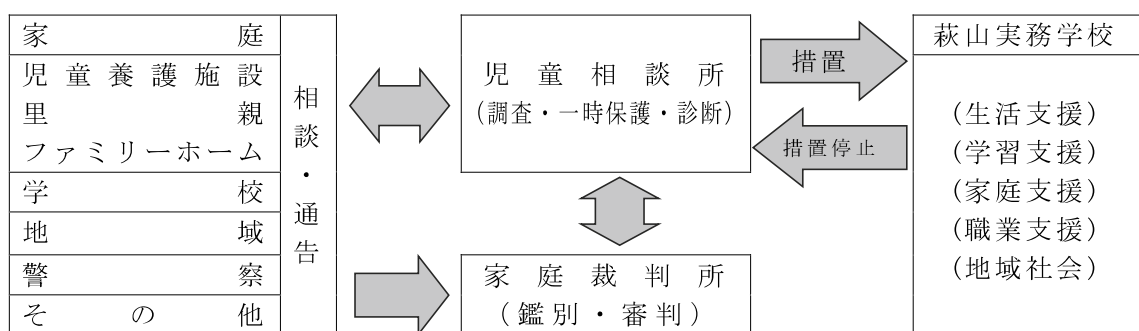
建物敷地	運動場・野球場	耕作地	山林ほか	計
6,760 m ²	14,850 m ²	13,170 m ²	59,523 m ²	94,303 m ²

(2) 建物

※単位 m²

	管理棟	校舎	百周年 記念館	体育館	児童寮	実習棟	治療棟	宿舎	サービス棟	プール棟	その他	計
棟数	1	1	1	1	10	1	1	2	1	1	17	37
面積	397.66	1,287.42	148.76	767.37	2,436.35	306.49	160.20	754.06	363.90	341.15	819.38	7,782.74

6 入退所の経路



7 職員定数及び組織

(1) 職員定数

(令和6年4月1日現在)

職責分類		課					自立支援課			計
所属	施設長	管	理	栄	看	施	管	福	心	
職 種 等		管 理 職	一 般 事 務	養 士	護 師	設 調 理	理 職	祉	理	
人員	1	1	5	1	1	2	2	60	1	74

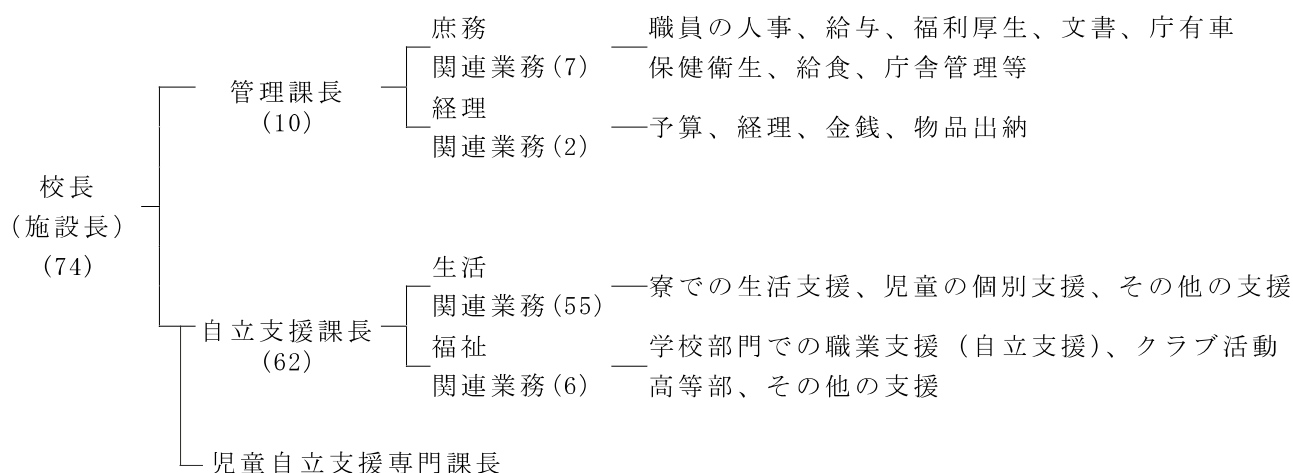
上表のほか、会計年度任用職員等として医師、看護師、心理療法担当職員、児童自立支援職員、児童自立支援施設講師、警備連絡員、栄養調理技術専門員等を配置している。

[参考] 東村山市立東村山第三中学校萩山分校

校長(第三中学校統括校長) 1、副校長 1、教員 13、講師 33、事務 1

スクールカウンセラー 1、スクールサポートスタッフ 1、ALT 1

(2) 組織



(注) () 内は組織別常勤職員定数

8 沿革

明治33 (1900) 年 3月 同年 7月	感化法が公布 東京市養育院（小石川区大塚辻町）の敷地内に感化部が設立（7月22日開校式）
明治38 (1905) 年10月	養育院感化部が北多摩郡武蔵野村（現・武蔵野市吉祥寺）に移転し、「東京市養育院感化部井之頭学校」となる（10月29日移転開校式）
明治39 (1906) 年 4月	感化法に基づく東京府の代用感化院となる
昭和 9 (1934) 年10月	少年教護法の施行（感化法が廃止）に伴い、同法に基づく少年教護院となり、名称も「東京市養育院井之頭学校」となる
昭和14 (1939) 年 4月	現在地に移転し、名称が「東京市萩山実務学校」となる
昭和19 (1944) 年 3月	昭和18年7月、都制施行（東京府・東京市は廃止）に伴い養育院から東京都民生局に移管され、名称が「東京都立萩山実務学校」となる
昭和23 (1948) 年 1月	児童福祉法の施行（少年教護法が廃止）に伴い、同法に基づく教護院となる
－昭和26年、戦後非行の第一のピーク－	
昭和35 (1960) 年11月	創立60周年記念行事
－昭和39年、戦後非行の第二のピーク（バイク族、薬物等）－	
昭和47 (1972) 年 5月	児童寮で児童の生活指導を行う教護・教母の勤務の形態を夫婦制（住み込み）から交替制（通勤）へ転換（定員108名、19か寮）
昭和48 (1973) 年 4月 ～昭和49 (1974) 年	児童寮、サービス棟、職員厚生棟、世帯用職員宿舎を改築
昭和50 (1975) 年 4月	管理棟、治療棟を改築
昭和53 (1978) 年 4月	学校棟、実習棟を改築
－昭和58年、戦後非行の第三のピーク（校内暴力、低年齢化）－	
平成 3 (1991) 年度	中学3年生について、10月以降の受け入れを開始
平成 4 (1992) 年 4月	中学卒業児童の受入れを開始し、「高等部」学級、男子高年齢児寮（けやき寮）を開設
平成 5 (1993) 年 4月	女子一般寮（さくら寮）を開設
平成10 (1998) 年 4月	児童福祉法の改正に伴い、児童自立支援施設となる
平成12 (2000) 年10月 ～年12月	創立百周年記念行事
平成13 (2001) 年 4月	公教育導入により施設内に東村山市立東村山第三中学校萩山分校が開設。小学部を廃止し、中学生以上の受け入れとなる
平成15 (2003) 年 4月	男子一般寮（第4寮）を閉鎖。女子一般寮（かえで寮）を開設
平成16 (2004) 年 3月	男子一般寮（第3寮）、女子一般寮（さくら寮）を増改築
平成17 (2005) 年 3月 同年 4月	男子一般寮（1寮、2寮）を増改築 退所児童の相談・援助を目的とした通所事業を開始
平成18 (2006) 年 3月	新体育館が完成。分校教員室を増築。女子一般寮（かえで寮）、サービス棟（調理室）を増改築

平成20（2008）年 3月	新プールが完成（25m×8 コース）。男子一般寮（第4寮）を増改築
同年 4月	男子一般寮（第4寮）を再開
平成24（2012）年 4月	社会福祉法人福音寮との児童自立支援施設提携型グループホーム（くぬぎホーム）実施における事業連携を開始
平成25（2013）年 3月	男子一般寮（5寮、6寮）、女子一般寮（かしわ寮）を新築
同年 7月	男子一般寮（第5寮）を開設
平成28（2016）年 3月	男子一般寮（第6寮）、女子一般寮（かしわ寮）を開設 福祉保健局長賞（業務改革部門）を受賞 受賞件名「スクールソーシャルワークの実践による福祉と教育の連携」
平成30（2018）年 3月	全体改築工事着工
平成31（2019）年 3月	サービス棟（調理室）、自活訓練・個別指導棟を改築
令和 2（2020）年 3月	女子一般寮（さくら寮、かえで寮）、男子高年齢児寮（けやき寮）を改築
令和 3（2021）年 4月	女子一般寮「かえで寮」を「すみれ寮」に改名
令和 4（2022）年 3月	男子一般寮（1寮、2寮、3寮、4寮）を改築
令和 6（2024）年 2月	新グラウンド完成

Ⅲ 事業の内容

1 萩山実務学校における支援

(1) 生活支援

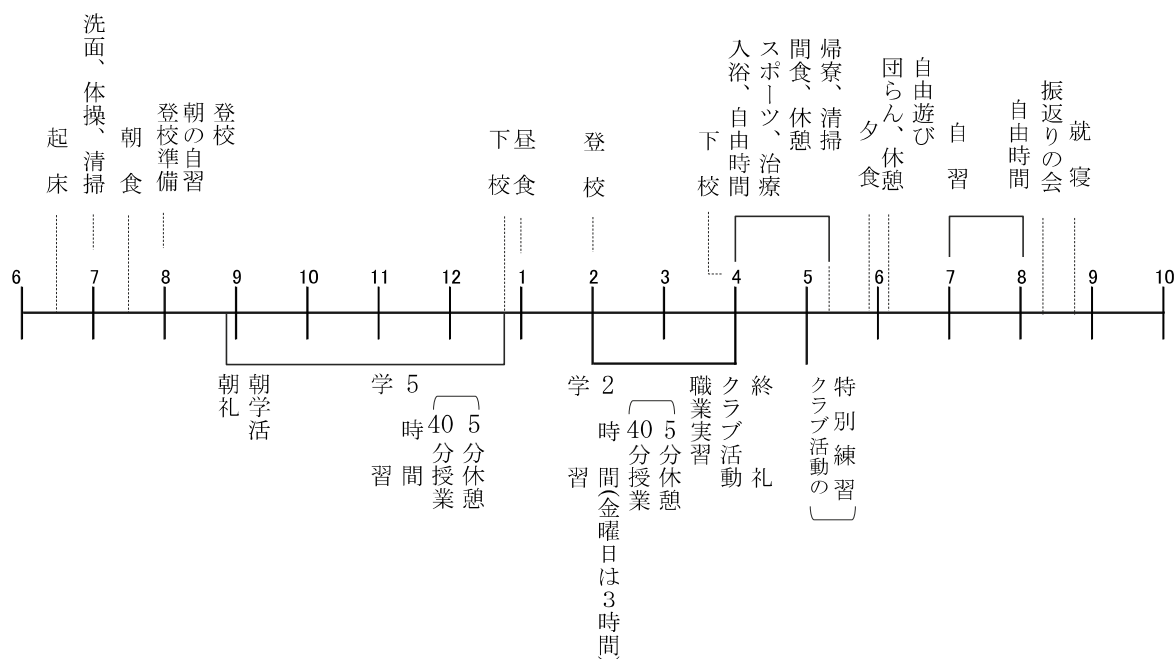
① 児童支援

男子 7 か寮（うち 1 か寮は高年齢児寮）、女子 3 か寮の計 10 か寮の生活寮で、健康的で温かな集団生活を通して、基本的な生活習慣やマナーが身につくように支援し、適切な人間関係が築けるよう働きかける。また、さまざまな活動を通して自分に自信が持てるように支援する。日常生活の中で発生する不適切な表現は、ていねいに振り返りを行い、児童の自己理解と成長につながるように支援している。

ア 寮での支援体制

各寮、男女の福祉職 5 名で交代勤務（早出、日勤、遅出、業務宿直）を行う。

イ 児童の生活日課



② 生活上のルール

児童に“子供の権利ノート”が配付され、その趣旨を十分尊重した対応を行っている。児童の情緒的な安定を図るため、また児童を入所前のさまざまな非行環境から一時的に切り離し、安全・安心な生活環境を確保するためのルールを設けている。

③ 家族再統合支援

定期的な家族面会や手紙のやり取り、各々のケースに応じた計画的な一時帰宅訓練や外出の実施、時々行事での交流などを通して、家族関係の調整に努めている。

④ 進路支援

施設退所後の具体的な生活設計を早い時期から児童や保護者に働きかけている。全体での進路説明会や個別面接さらには社会適応講座などを施設と分校が連携してきめ細かく支援している。

(2) 心身の育成

児童の情緒の育成及び体力づくりのため、次のような活動を分校と協力して行っている。

① クラブ活動

ア 全児童が野球部（男子）、サッカー部（男子）、剣道部（男子）、ブラスバンド部（女子）のいずれかのクラブ活動に参加

イ 季節により、選抜された児童が水泳部、陸上部、卓球部（男子）、バレーボール部（女子）活動に参加

ウ 児童の希望を尊重した趣味のクラブ活動に、全児童が年度前半5回程度（土曜日の午前）参加（令和6年度 男子土曜クラブ：卓球、キックベース、水泳（体力づくり）、将棋・オセロ、オカリナ教室、ボッチャ 女子土曜クラブ：運動クラブ、文化活動クラブ）

② 各種行事

施設としての日常生活に加え、児童に生活の張りや目標を持たせるために毎月各種行事を実施している（年間行事表参照）。

(3) 心理ケア

各児童の被虐待経験、トラウマ、PTSD、情緒的な関わり不足、性非行等のアセスメントに基づき、心理面接や行動観察など、多角的に心理支援を実施している。

(4) 高年齢児支援（中学校を卒業した児童の支援）

全国に先駆けて平成4年に中学校卒業児童のための専用寮を設け、生活支援の他、高校等の通学や高等部（施設内学級）での活動を支援している。

① 生活支援

全児童に個室が提供され、日常生活上の協力が必要な取組み以外は、自主性が尊重されている。

② 高校等通学支援

通学先の学校と緊密な連携を取りながら、授業だけでなく、生徒会や部活等の諸活動に主体的に参加できるように支援している。また帰寮時面談の時間を設けて、学校等での経験が安心に変わるように支援している。

③ 高等部（施設内学級）活動支援

ニーズが多様化していることから、高等部の活動を、令和6年度に4つのカテゴリーからなるカリキュラムに再編して、福祉担当が支援をしている。高校進学に向けた学習支援や創作活動、心理療法担当によるSSTなどがあり、高年齢児の主体性の回復に寄与している。

④ 提携型グループホームとの連携

平成24年度に児童養護施設と提携したグループホームが開設されており、高校等への適応が進んだ児童が、さらなる社会適応を図るために移行している。年間4回の連絡協議会や心理療法担当職員の定期訪問のほか、児童の支援上の課題について支援連携している。

(5) 食育の取組みなど

日々の食事を通し、児童の心身の健やかな成長や情緒の安定を図るとともに、正しい食生活の知識を身に着け、自立に向けて基本的な調理技術や栄養についての知識を習得させることに努めている。また、食事の楽しさを経験させるため、平成 17 年度から、調理職員が各児童寮において食材と機材類を持ち込み、児童の目の前で出来たての料理を提供する「出張調理」に取り組んでいる。メニューは児童の要望に基づき、これまでに、天ぷら、ステーキなどを提供し好評を得ている。特に、調理職員が握るお寿司が人気である。この他にも、児童一人一人の誕生日に、希望メニューを提供する「誕生日希望献立」を実施するなど、美味しく楽しめる食育に取り組んでいる。

(6) 退所後の支援

本人と家族等の意向に添いながら、電話等による通信や、来校、訪問による面会、教育庁ユーザーソーシャルワーカーとの連携等により、退所後も児童が安心して社会生活を送れるように支援している。

アフターケアの状況

方法	電話連絡	訪問		来校		その他
		家庭	学校等	定期	不定期	
回数	145	4	2	35	33	23

(7) 福祉サービス第三者評価の活用

令和 5 年度の受審では、標準項目全てを満たしているとの評価を得た。

① 特に良いと思う点とされた評価

子どもの特性やニーズの変化に対応できるように 3 年間の中・長期計画を立案し、これまでの支援からの転換を施設全体として取り組んでいる。

分校と寮を施設分校担当職員がつなぎ役となり、関係良好の基で子どもの特性を踏まえた支援に注力している。

子どもたちの自己肯定感、自己効力感等を育くむために、各種行事やスポーツ・文化活動等が多種に渡り企画され取り組んでいる。

＊今後も引き続き工夫を加えながら、継続した取り組みを行っていく。

② さらなる改善が望まれる点とされた評価

これまでの経験を継承する観点も含めて、コロナ禍で中断されていた地域とのつながる機会の再開等を計画的に進めていくことが期待される。

施設全体で情報共有するしくみが構築されている一方、職員が使いやすい環境となるよう、さらなる整備が望まれる。

成長課題や支援課題を整理し、より具体的にしていくために自立支援計画票の見直しを進めており、その成果に期待したい。

＊組織として改善に向けた具体的な検討を行い、今後の施設運営に反映させていく。

(8) 苦情解決の取組み

平成 17 年 10 月に、入所児童等の権利を擁護するとともに、入所児童等の意見や苦情等への対応を開かれたものとし、入所児童等の自立支援やサービスの一層の向上を図ることを目的とし、苦情解決制度を発足させた。

苦情等の解決のために苦情解決責任者を置き、次の解決体制を組織し、また、苦情等の解決を社会的、客観的に妥当性を持つものとしていくために第三者委員を置くこととした。令和 5 年度から児童の意見等の直接受付及び児童自立支援に関する取組状況について助言を受ける取組を開始した。

【苦情等解決体制】

ア 苦情解決受付担当者 苦情申出人から意見、苦情等の受付

イ 苦情申出人の意見、苦情の内容及び意向確認

ウ 受け付けた意見、苦情等の苦情解決責任者（施設長）への報告

エ 意見、苦情等に対する調査、解決のための話し合い

オ 意見、苦情等の内容及び対応の経過と結果の記録

カ 施設長が委嘱した第三者委員（学識経験者、社会福祉施設関係者等から 3 名以内）に内容・対応結果を報告し、助言をいただく。

＊令和 5 年度における意見書投函件数は 44 件、第三者委員によるヒヤリングは 14 名実施した。